

第3回

経済産業省における化学物質管理政策及び 関連する国際動向

月刊 化学物質管理 編集部

月刊 化学物質管理では無料オンラインセミナー第3回として、2024年3月19日に経済産業省 製造産業局化学物質管理課 神田氏に経産省所管の化学物質法規の解説や国際動向について講演いただきました。

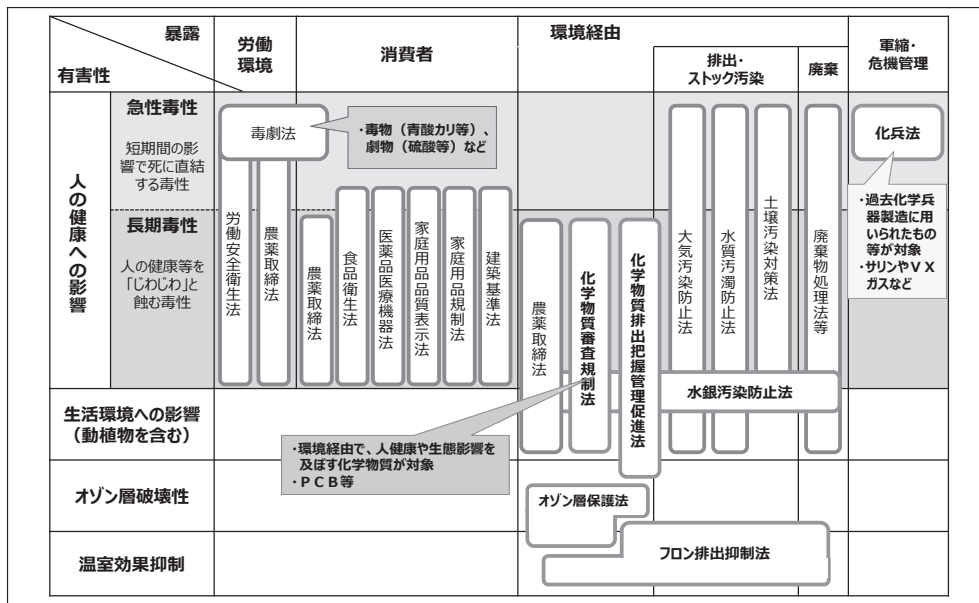
本号の巻頭では、セミナーレポートとして読者の皆さまにとって有用と思われるポイントを当日寄せられた質問への回答と合わせてご紹介いたします。

※ 2024年3月の講演時の情報となっております。

海外制度や将来的な検討に関する見解については、講演者個人の意見を含んでおり、組織として統一されたものではありません。

1. 経済産業省が所管する化学物質管理制度

- 化学物質管理に関連する制度には非常に多くのものがあるが(図表1)、経済産業省の所管する制度は、環境経由の曝露、また急性毒性に対して、長期・慢性的な毒性を対象とする制度が多いことに特徴がある。
- また、化学物質管理については、国際条約を担保するために設けられたものが多いことも特徴である。このため、国際条約において採択・決定された内容が、少し時間をおいて、国内法にも反映されることになる(図表2)。



図表 1 化学物質管理制度

法律 ([]内は所管省庁)	国際条約
化学物質審査規制法 (化審法) (1973年成立)【経環】 ・化学物質の製造・輸入に関する上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止することを目的とする。 ・新規化学物質及び既存化学物質が環境を経由して人・生態系に与える影響を評価し、製造、輸入、使用等を規制。	ストックホルム条約 (2001年採択) ・PCB等の残留性有機汚染物質の製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減を規定。
化学物質排出把握管理促進法 (化管法) (1999年成立)【経環】 ・事業者による化学物質の排出量等を公表させることで自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。 ・PRTR制度：事業所 (3.4万) の排出・移動量公表 ・SDS制度：有害性情報を書面で提供、国際標準化 (GHS準拠)	PRTR制度の導入に関するOECD勧告 (1996年) ・事業者自らが化学物質の環境への排出量等を把握し、国に届出を行い、国がその排出量等を公表する制度の導入を勧告。
オゾン層保護法 (オゾン法) (1988年成立)【経】 ・モントリオール議定書に基づく特定フロン・代替フロンの生産量・消費量の削減義務を履行するため、特定フロン・代替フロンの製造及び輸入を規制。 フロン排出抑制法 (2001年成立)【経環】 ・フロン類の排出抑制を目的として、業務用冷凍空調機器からの廃棄時のフロン回収義務に加え、フロン類使用機器の管理など、フロン類のライフサイクル全般にわたる排出抑制対策を規定。	モントリオール議定書 (1987年採択) ・オゾン層破壊物質である特定フロン、地球温暖化に深刻な影響をもたらす代替フロンの生産量・消費量の段階的削減を規定。
化学兵器禁止法 (化兵法) (1995年成立)【経】 ・化学兵器禁止条約の適確な実施を確保するため、化学兵器の製造、所持等を禁止。 ・特定物質 (サリン等) の製造・使用等に係る規制の他、指定物質 (ホスゲン等) 等、条約に基づく一定の化学物質に係る製造等の届出義務を規定。	化学兵器禁止条約 (1992年採択) ・サリンなどの化学兵器の開発、生産、保有などを包括的に禁止。 ・国際機関 (OPCW) に対する一定の化学物質の生産等に関する情報の申告義務や現地検査の実施等を規定。
水銀汚染防止法 (2015年成立)【経環】 ・水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止することを目的とする。 ・水銀及びその化合物を使用した製品の製造等を規制。	水銀に関する水俣条約 (2013年採択) ・水銀の一次採掘の禁止から貿易、水銀添加製品や製造工程、大気への排出、水銀廃棄物に係る規制に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める。

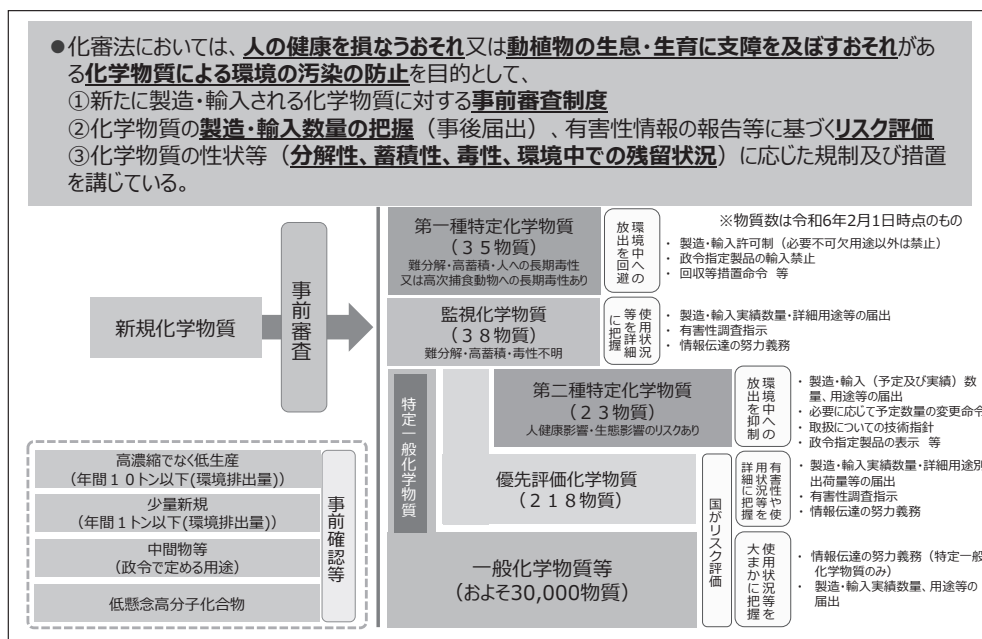
図表 2 化学物質管理課の所管する法令と関係する国際条約

2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)

(1) 総論

- 化審法は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染の防止を目的として、
 - ① 新たに製造・輸入される化学物質(新規化学物質)に対する事前審査制度
 - ② 化学物質の製造・輸入数量の把握(事後届出)、有害性情報の報告等に基づくリスク評価
 - ③ 化学物質の性状等(分解性、蓄積性、毒性、環境中での残留状況)に応じた規制及び措置

を講じており、これらに応じた様々な類型が存在する(図表3)。



図表3 化審法の対象となる化学物質の類型等

■ 関連する質問

質問: 化審法は基本的に化学物質の規制だが、固形物等、曝露が考えられない製品は対象外と考えてよいのか。

回答: 基本的には化学物質を対象とすることはご質問のとおりだが、第一種特定化学物質や第二種特定化学物質については、当該化学物質を使用する製品に関する規制がある。使用されている化学物質によって規制対象が異なっており、製品が全て対象外となっているというわけではない。

質問: 監視化学物質はどのような流れで指定されるのか。第二種特定化学物質と同様にスクリーニング等を行うのか。

回答: 監視化学物質は、難分解性かつ高蓄積性があると判明したが、毒性の有無が明らかでないものを指しており、既存化学物質の安全性点検等により上記の物性が判明した場合に指定することとなる。

特集 1

個人用保護具を選定・使用する際の ポイントと保護具着用管理責任者の役割 ～保護具着用管理責任者が働く人の健康を守る～

山岡労働衛生コンサルタント事務所

山岡 広和 (やまおか ひろかず)

日本労働安全衛生コンサルタント会 大阪支部会員

はじめに

労働安全衛生法の政省令改正により令和6年4月から化学物質を扱うリスクアセスメント対象物を取り扱う事業場では事業場規模にかかわらず「化学物質管理者」、「保護具着用管理責任者」の選任が義務付けられた。

そもそも個人用保護具を着用する目的は、作業による要因で、有害化学物質が眼や皮膚に触れないよう、呼吸時に吸入しないようにし、負傷、火傷、中毒、疾病発生を防ぐためである。

しかし、まずは作業環境をよくすることが最優先であり、有害性が極めて低い化学物質への代替、発散源を密閉する設備、局所排気装置などで有害化学物質に触れる機会を極力除去することが重要である。保護具の使用はそれらが困難な場合の二次的な使用という位置付けであり、また臨時的に行う作業に限るべきことが前提であることは忘れてはならない。

保護具着用管理責任者は、適切な保護具を選定すること、使用方法の指導および保守管理を行うことが重要な役割である。

健康障害防止対策として労働衛生保護具を活用するには、下記事項を選定前に確認することが必要である。

(1) 物質の確認

使用原料のSDS等を使い有害性、毒性や対処方法の情報を確認する。

取扱物質の浮遊状態(揮発性、粒子状、気体状、あるいはそれらの混在)を確認する。

保護具着用管理責任者は化学物質管理者の指示を仰ぎ、連携して対処する。

(2) 作業環境の確認

環境濃度や局所排気装置等の状況を確認する。

(3) 作業内容の確認

予想される作業に伴う身体負荷の度合いを確認する。

(4) 着用相性の確認

使用が予想される複数の保護具同士の相性を確認する。

(5) 保護具メーカーの情報確認

不明な点があれば保護具メーカーやSDSの供給者へ相談の上、適切な保護具に関する情報や助言を確認する。

1. 有害化学物質を使用する作業場での個人用保護具の必要性

化学物質が体内に侵入し健康障害を起こす主なルートは、呼吸を介する吸入によるばく露と、口から摂取し消化管から吸収されるばく露と、皮膚や眼を介する経皮吸収によるばく露がある。呼吸器官、皮膚または眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質であれば、局所的影響として化学熱傷、接触性皮膚炎などが発症する。全身影響としては、呼吸の吸入や皮膚から吸収することで、意識障害、各種臓器疾患、発がん、呼吸器系疾患を発症する。有害化学物質に対しては吸入しない、皮膚障害等化学物質に対しては不透性の保護具を使用しないと、眼または皮膚障害や皮膚を介した健康障害が発生する可能性がある。有害化学物質から労働者を守るためには、第一に作業環境の改善が必要であるが、技術的に困難な場合は、保護具着用管理責任者が安全衛生保護具を適切に使用させ、保守管理することが必要である。

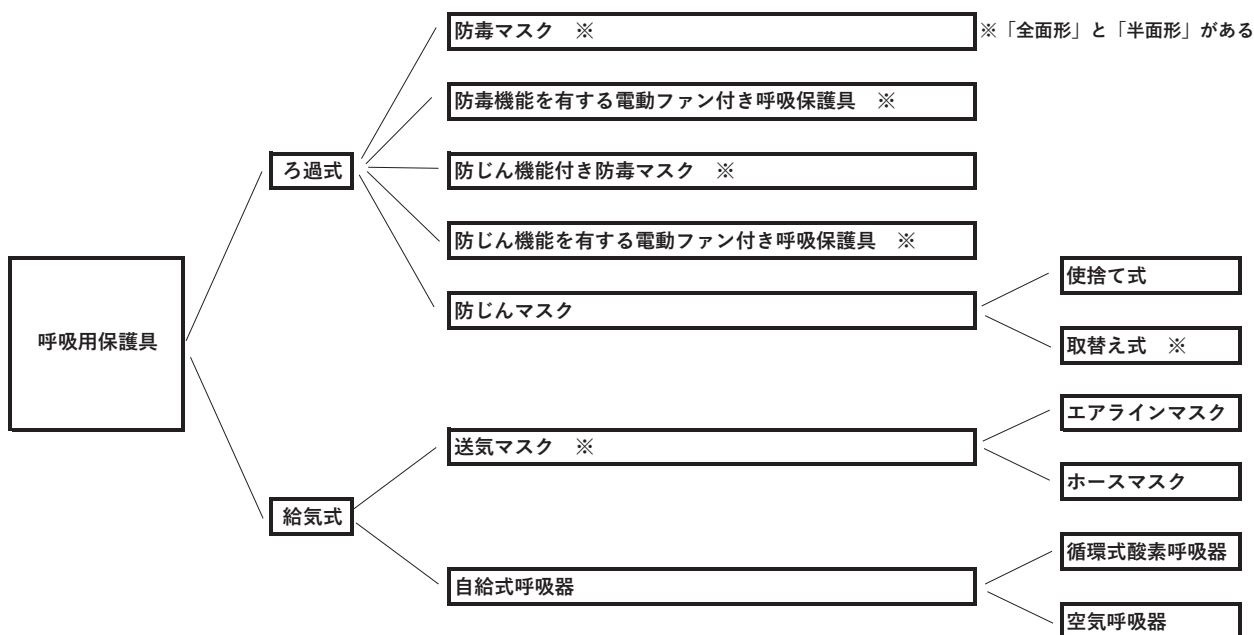
2. 主な保護具とその目的

1. 呼吸用保護具:有害物質の口と鼻からの吸入を防ぐ。
2. 防護手袋:有害物質や有害要因から手の直接的な接触を防ぐ。
3. 防護服:有害物質から身体を保護するための特殊な服装で接触を防ぐ。
4. 化学防護長靴:足元を保護し、有害物質の浸透を防ぐ。
5. 保護めがね等:眼、顔面に有害物質の付着を防止、有害光線を遮光する。

2.1 呼吸用保護具:有害物質の口と鼻からの吸入を防ぐ

2.1.1 呼吸用保護具の種類と選定する際の注意点

粉じん、ヒューム、ガスなどの有害物質を吸入しないようにするために、口と鼻または顔面頭部全体を覆うように設計された保護具で、大きく分けて次の2種類がある(図表1)。



図表 1 呼吸用保護具の種類

特集 2

– 欧州食品包装規制の動向 – 欧州の包装・包装廃棄物規制

knoell Iberia, S.L., Spain

Project Manager, Regulatory Affairs, Chemicals and Product Safety,

Ms. Cristina Garcia, M.Sc. (クリスティーナ ガルシア)

knoell USA, LLC, USA

Senior Regulatory Affairs Manager, Food Contact Materials,

Ms. Tina Robertson (ティナ ロバートソン)

翻訳: クヌル・ジャパン(株)

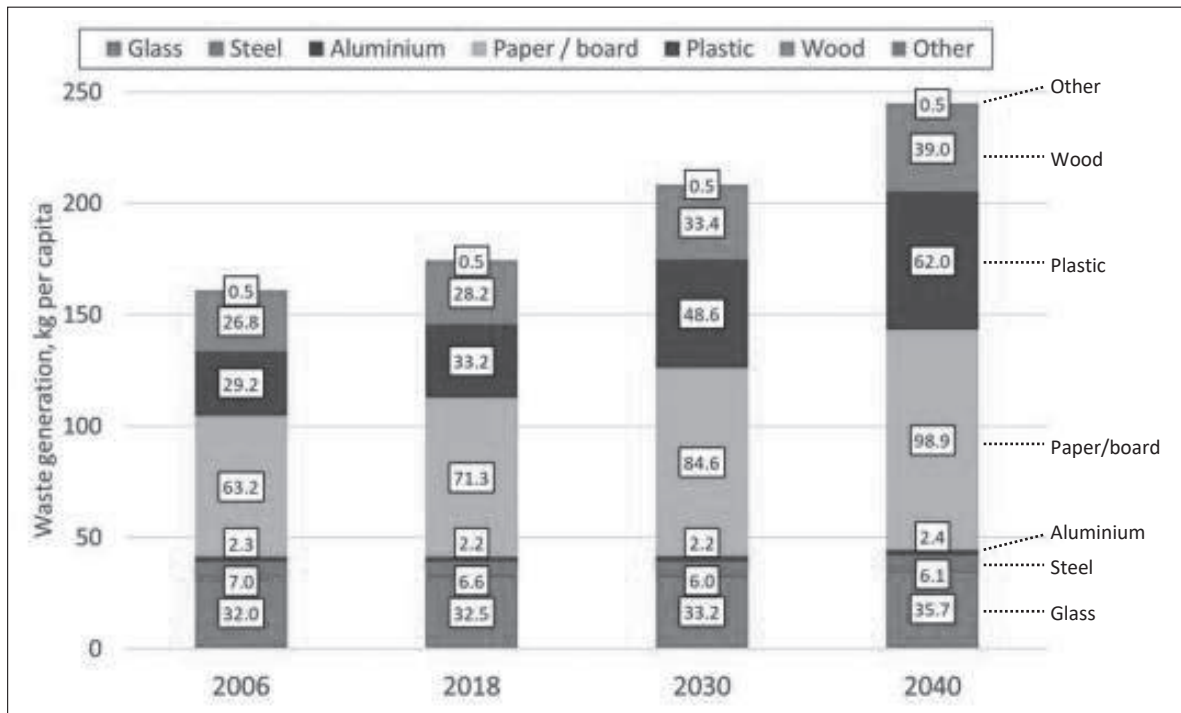
1. 欧州連合“包装・包装廃棄物法改正の提案”(PPWR: Packaging and Packaging Waste Regulation)

欧州連合(EU)では商品を入れる、保護する、取り扱う、運ぶ、また提供するために使用するあらゆる材料を包装と定義している。プラスチック容器、食品包装、ガラス瓶、アルミ缶、木材パレットやドラム缶などがこの包装に該当し、この廃棄物は包装廃棄物として家庭、ホテル、病院、レストラン、スーパーマーケット、小売店、製造施設など広くさまざまなところから発生する。

2009年から2019年までの期間にEUにおける包装廃棄物の総発生量は6,600万トンから7,850万トンに19%増加した。図表1は包装廃棄物発生量の増加傾

向を示すもので、紙とプラスチックの包装廃棄物が多くを占めていることがわかる。プラスチックは炭素集約性が極めて高い素材で、包装プラスチック1トン当たり、ライフサイクルを通じて総量18トンのCO₂を排出し、これに続く紙/板紙、ガラスのCO₂排出量はそれぞれ809 kg, 656 kgである。





図表1 一人当たり包装廃棄物発生量の推移(EU 27 カ国)

この包装廃棄物発生量の増加が包装の循環性を妨げる要因になっている。包装廃棄物の発生量が増えた背景には、リサイクル性を阻む包装デザインが多く使用されていたり、包装に含まれる有害物質によるコンポストリサイクルの二次汚染が増大していたり、また包装材の説明や表示に調和がなくわかりにくいことで消費者が選別しにくいといったことがあり、こうしたことで包装の循環性がなかなか進んでいないのである。

もう一つ問題となっているのがダウンサイクル(消費者使用後の製品を元の製品より価値を下げて生まれ変わらせること)と使用済みプラスチック製品から再生したプラスチック材料の利用がなかなか進まないことである。これでは新規包装や製品のバージン材料の使用削減を図ろうとするEUの能力は発揮されない。

こうした問題の主な要因となっているのが、現行の包装・包装廃棄物指令(PPWD: Packaging and Packaging Waste Directive)の規制としての失敗である。PPWDは指令であるため、規則の目的を達成し、要件を実施するための国内法の制定を加盟国各国に委ねているが、今のところ加盟国各国間で調和がとれている様子

はない。これは各国間で包装の表示要件がバラバラであることや、“リサイクル可能”また“再利用可能”といった包装に使われる言葉の定義が統一されていないこと、また拡大生産者責任(EPR: Extended Producer Responsibility)の費用負担の調整の取り組みや特定の包装形態に対する販売の制限がそれぞれで異なることなどを見れば明らかである。加えて、2018年のPPWDの改定は過去に設定されたリサイクル目標だけに焦点を当てていて、廃棄物に関するその他の問題は脇に置かれていた。2019年の使い捨てプラスチック指令(SUPD: Single-Use Plastic Directive)、後述する2020年のEU独自財源に関するデンジョン(ORD: Own Resources Decision)、プラスチック包装に関するこの二つの法律に、プラスチックに関係する問題だけでなく先に述べた諸問題の解決を期待することは難しい。

以上からEUは、加盟国各国に独自ルールの設定を求める、またPPWDに規定されている要件から逸脱することを許容している限り、単にPPWDの施行を改善しただけではこの指令の問題を解決することはできないと結論づけた。ここで包装廃棄物への取り組みに



化学物質による労災事故の裁判例から学ぶ 企業のリスク対応

(弁)金沢合同法律事務所
徳田 隆裕 (とくだ たかひろ)

安衛法は職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的としています。化学物質の取扱いについても安衛法で規定されており、みなさん苦慮しながらも対応なされていることと思います。

しかし、残念ながら、労働者の安全と健康が守られなかった場合には、労働者から企業にその責任が問われ、訴訟に発展することもあります。今回は、化学物質に関する労災に絞り、これまでの訴訟事例や裁判所がどのように判断したのかなど、労働者からの相談や労災訴訟の弁護を多く担当されている徳田弁護士に解説いただきました。

はじめに

筆者は、普段、労災事故にあわれた労働者から、法律相談を受け、代理人として、労災申請のサポートをしたり、企業に対する損害賠償請求の裁判を担当している。労働者側の弁護士として、労災事件を担当していると、企業の労災事故発生時及びその後の対応が不十分であることから、労災事故にあわれた労働者の怒りをかい、紛争へと発展している現実を目の当たりにしている。「企業が、もっとこうしていれば、裁判にまで発展しなかったのに・・・」と思うことが多々ある。

そこで、今回、労働者側の弁護士として、労災事件を担当してきた経験から、裁判例や実際に筆者が担当した事件をもとに、化学物質による労災事故の予防や発生した後の望ましい対応方法について、解説する。具体的には、1点目に、労災事故における企業の損害賠償責任、2点目に、化学物質の労災事故の事例紹介、

3点目に、労災事故において企業に求められること、という順番で解説する。

1. 労災事故における企業の損害賠償責任

まずは、労災事故が発生した場合、①労災保険からどのような補償があるのか、②なぜ、労働者は、企業に対して、損害賠償請求をするのか、③労災事故における安全配慮義務とは何か、について解説する。

1.1 労災保険からの補償

労働者が労災事故にあって、負傷した場合、労災保険から補償を受けることができる。具体的には、①労災保険から治療費が全額補償される(療養補償給付)、②治療のために、仕事を休んでも、賃金の約8割が支給される(休業補償給付)、③労災事故によって、後遺

～ 各社の化学物質管理 ～

第90回

ペルノックスでの改正労働安全衛生法令対応

ペルノックス(株) 品質環境保証室
原井 洋人(はらい ひると)

はじめに

今回改正された労働安全衛生法関連法令(以下、改正安衛法令)は、自律的な化学物質管理を柱とした対応が必要となるが、実際には規制対象となる物質リストが新たに設けられるなど自律的ではないように思える面があり、また多岐にわたる変更で多くの組織/企業が苦慮されているのではないだろうか。

当社での対応は、試行錯誤しながらであることは否めないところではあるが、私の把握できている範囲で改正安衛法令のポイントや当社での取り組み事例などを紹介する。

なお、以下の記載において、法令面での切り口と実施面での切り口など織り交ぜて説明している箇所がある。例えば、リスクアセスメントの項では、その説明の流れの中でがん原性物質が出てくるが、後にごん原

性物質としての項を設け、重複した説明をしていることをご了承いただきたい。また、法令等の引用においては、複雑な言い回しを避け、可能な限り簡便化した表現に置き換えているため、完全性が失われた内容となっている可能性があることに留意いただきたい。

1. 会社概要

当社は、従業員数150人程度の化学品配合メーカーで、電気電子部品用の封止剤、塗料、接着剤などの開発、生産、販売を行っている。当社の特徴として、少量多品種であること、製品のほとんどが混合物であることから、非常に多くの原料を取り扱っていることが挙げられる。また、製品の機能性向上等のために、様々な添加物を配合することから、有害物も多く取り扱っている状況である。

月刊

化学物質 管理



Vol.08 2023/8～2024/7

発行 株式会社 情報機構

月刊：毎月1回発行
年12冊(年間購読)
体裁：A4 モノクロ
頁数：70-100頁
(号により変動)
価格：49,500円
(税込(消費税10%)/
年間購読：12冊)
ISSN：2424-1180

Concept

海外を中心に、必要な化学物質規制や関連情報を、「タイムリーに」「分かりやすく」「つっこんだ内容」で提供する

刊行の狙い

「国内、世界の化学物質規制が年々強化されている」
「海外を中心に、多数の関連規制をタイムリーに把握/対応するのに苦慮している」
「後手に回っている化学物質管理を自社の強みに変えたい」
⇒多々寄せられるこのような声に応えるべく、形式にとらわれず、タイムリーで必要性の高い情報を提供できる「雑誌」という媒体での情報提供を企画。月刊誌。

主な読者ターゲット

企業の含有化学物質/環境規制担当者、RC担当者、安全衛生責任者、開発研究者、その他実務担当者

本誌の構成

- ・インタビュー～キーマンに聞く
- ・特集記事～国内外の規制動向
- ・各社の化学物質管理
- ・よもやま話
- ・コラム
- ・最新トピック
- ・ニュースレター
- ・質問箱 など

充実の ラインナップ

特集テーマ

- ・REACH, RoHS, CLP規則
最新動向
- ・米国TSCA・HCS・州法
- ・中国の環境・化学物質規制
- ・東南アジアの化学物質規制
- ・化審法、安衛法、毒劇法等
国内法規制
- ・各国のGHS対応
- ・危険物輸送動向
- ・世界の新規化学物質届出
情報伝達ツール
など喫緊の課題の動向・対応策

キーマンへの インタビュー

経産省や環境省など
関連官庁をはじめ
工業会、大手企業など
業界のキーマンに聞く！

法令改正や法令対応、
化学物質管理に関する
取り組みなどを掲載

★Vol.6より冊子版+電子版の発刊を開始いたしました！
詳細・申込はホームページをご確認下さい。
<https://johokiko.co.jp/chemmaga/>

★サンプル誌のご希望も承っております。
こちらのお申込みもホームページから

★月1回のメールマガジン配信中！
化学物質管理に関する情報をお届けします。

